

産業廃棄物を導入している他道府県市の状況(環境局調べ)

別紙

No.	自治体名	税の名称	導入年月日	見直しの時期(年度)	税率		課税方式 (※1)			税の使途 (※2)				
					税率	その他								
1	北海道	循環資源利用促進税	2006/10/1	2011、2016、2021	1,000円/t			②			①		③	
2	青森県	青森県産業廃棄物税	2004/1/1	2008、2013、2018、2023	1,000円/t			②			①		③	④
3	岩手県	岩手県産業廃棄物税	2004/1/1	2008、2013、2018、2023	1,000円/t			②			①	②	③	④
4	宮城県	産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t			②			①	②	③	④
5	秋田県	秋田県産業廃棄物税	2004/1/1	2008(※)	1,000円/t			②			①		③	④
6	山形県	山形県産業廃棄物税	2006/10/1	2010、2015、2020	1,000円/t			②			①		③	④
7	福島県	産業廃棄物税	2006/4/1	2010、2015、2020	1,000円/t	自社最終処分場への搬入 重量を半分とみなす		②			①	②	③	④
8	新潟県	新潟県産業廃棄物税	2004/4/1	2009(※)	1,000円/t			②			①	②	③	
9	愛知県	愛知県産業廃棄物税	2006/4/1	2010、2015、2020	1,000円/t	自社最終処分場への搬入 500円/t		②			①	②	③	
10	三重県	三重県産業廃棄物税	2002/4/1	2006、2011、2016、2021	1,000円/t		①				①	②	③	④
11	滋賀県	産業廃棄物税	2004/1/1	2008、2013、2018、2023	1,000円/t		①				①	②	③	④
12	京都府	京都府産業廃棄物税	2005/4/1	2010、2015(※)	1,000円/t			②			①	②		④
13	奈良県	奈良県産業廃棄物税	2004/4/1	2008、2013、2018、2023	1,000円/t			②			①	②	③	④
14	鳥取県	鳥取県産業廃棄物処分場税	2003/4/1	2005、2007、2012、2017、2022	1,000円/t	自社最終処分場への搬入 免税		②			①			
15	島根県	島根県産業廃棄物減量税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t			②			①	②	③	④
16	岡山県	岡山県産業廃棄物処理税	2003/4/1	2007、2012、2017、2022	1,000円/t			②			①		③	④
17	広島県	産業廃棄物埋立税	2003/4/1	2007、2012、2017、2022	1,000円/t	自社最終処分場への搬入 免税		②			①	②	③	④
18	山口県	山口県産業廃棄物税	2004/4/1	2008、2013、2018、2023	1,000円/t	自社最終処分場への搬入 免税		②			①	②	③	④
19	愛媛県	資源循環促進税	2007/4/1	2012、2017、2022	1,000円/t	自社最終処分場への搬入 500円/t(設置費用負担750円/t)		②			①		③	④
20	福岡県	福岡県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t			③		①		③	④
21	佐賀県	佐賀県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t			③		①	②	③	④
22	長崎県	長崎県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t			③		①		③	
23	熊本県	熊本県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t			②			①	②	③	
24	大分県	大分県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t			③		①	②	③	④
25	宮崎県	宮崎県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t			③		①		③	④
26	鹿児島県	鹿児島県産業廃棄物税	2005/4/1	2009、2014、2019	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t			③		①	②	③	④
27	沖縄県	沖縄県産業廃棄物税	2006/4/1	2010、2015、2020	1,000円/t	自社最終処分場(管理型)への搬入 1/4控除		②			①	②	③	
28	北九州市	北九州市環境未来税	2003/10/1	行っていない	1,000円/t					④	①	②	③	④

※ 施行後の1回目の検討で存続を決定し、それ以降は内部で適宜検討していくため、2回目以降の定期的な検討を予定していない(京都府は2回目まで検討)。

(※1)課税方式の①～③の区分は、表-1による。

(※2)税の使途の①～④の区分は、表-2による。

表-1 課税方式

区 分	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法
①	中間処理施設又は最終処分場への産業廃棄物の搬入	①最終処分場への搬入:当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入:当該産業廃棄物の重量に処理計数を乗じて得た重量	中間処理施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	排出事業者申告納付
②	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分業者特別徴収
③	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	焼却処理・最終処分業者特別徴収
④	最終処分場への産業廃棄物の埋立	最終処分場で処分する産業廃棄物の重量	産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者	産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者申告納付

表-2 税の使途

区 分	使 途 の 内 容
①	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進
②	産業廃棄物の最終処分場の設置の促進
③	産業廃棄物の適正処理の推進
④	その他

(その他)・・・環境を担う人材の育成と交流、市町村の環境行政支援、啓発活動の支援(廃棄物に関する意識啓発や環境教育・学習の推進)、海岸漂着物対策事業、食品ロス事業、フードバンク支援事業、災害廃棄物処理事業、環境負荷軽減につながる施設・設備整備に係る融資制度、処理業者が設置する計量器整備への助成、公園施設整備事業、等。